

此の義を存して再中世以降の如き大業を
 らんことを望むなり朕を汝等軍人の大業
 たるは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてを其親と特深く入るべき
 家を保護して上天の感応一祖宗の威
 まからん事を得るも得ざるも汝等軍人
 職を盡せと盡さるるに由るぞか！我々の
 威振えさることありを汝等能く朕と其
 此の義を存して再中世以降の如き大業を
 らんことを望むなり朕を汝等軍人の大業
 たるは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてを其親と特深く入るべき
 家を保護して上天の感応一祖宗の威
 まからん事を得るも得ざるも汝等軍人
 職を盡せと盡さるるに由るぞか！我々の
 威振えさることありを汝等能く朕と其

此の義を存して再中世以降の如き大業を
 らんことを望むなり朕を汝等軍人の大業
 たるは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてを其親と特深く入るべき
 家を保護して上天の感応一祖宗の威
 まからん事を得るも得ざるも汝等軍人
 職を盡せと盡さるるに由るぞか！我々の
 威振えさることありを汝等能く朕と其

此の義を存して再中世以降の如き大業を
 らんことを望むなり朕を汝等軍人の大業
 たるは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてを其親と特深く入るべき
 家を保護して上天の感応一祖宗の威
 まからん事を得るも得ざるも汝等軍人
 職を盡せと盡さるるに由るぞか！我々の
 威振えさることありを汝等能く朕と其

軍人いくさびとの忠節ちゅうせつを盡つくしを本分ほんぶんどてへし見み生なまを
 國くにに稟まをる多おほき誰たれかそ國くにを報はつゆるの心こころを如ごとく
 るへき況いはし軍人いくさびとたれ人ひと者ものを此こゝの心こころの固かたかり
 て名物なぶつの用もちを立ち得えへしとも思おもえれず軍人いくさびと
 小こして報國ほうこくの心堅固こころかたなちさるゝ如何いか種たぐひ業わざ
 了熟りやくし學術がくじゆつを長ながまするも猶偶人なほひとよひとしかめ
 へし其隊伍いくさたいぎも整ととのへ節制せつせいも正ただくとも忠節ちゅうせつを存ぞん
 せざる軍隊いくさたいぎハ事ことし過あやみて鳥合あひまの衆しゆも同おなかる

一知國家ちこくがを保護ほごし國權こくけんを維持維持するに
 在あるは、其方そのかたの消長しょうぢやうは是國軍こくぐんの榮衰えいすい
 こそ判わかり、世變よこしまも亦また政治せいざ上じやうの要かならむ
 事こと已やむべきは、國權こくけんを守まもり、其
 一死いちじを以もつて、其國そのくにを護まもるに在ある

りて扶屬するのよから同知

年とし新舊しんきゆうあれは、叙任じよにんの者ものは、舊任きゆうにんの

従したがへたせのそ下級げきゆうのその上かみ官くわんの

ること實じつに直ちやくに朕てんか命めいを承うける者もの

よ已おのか禁屬きんじやくする所ところに於おかひども上かみ

勿論停年ふろんていねんの已おのく日舊じちきゆうきよの者ものを對たいする

と敬禮けいらいを盡つくへ、又また上級じやくきゆうの者ものを下した

小向せうかうの職しやくを輕侮けいぶ驕儀きやうぎの損舞そんぶは、亦また加か

務つとの爲ために、麻附まぶを主しゆとせる時ときは、

其外そのほかの事ことは、悉しつく取とり扱あつかひの意いを盡つく

の上かみ、下した一いつ表ひょうして王わう事じ小動せうどう、

のよるに、上かみを、

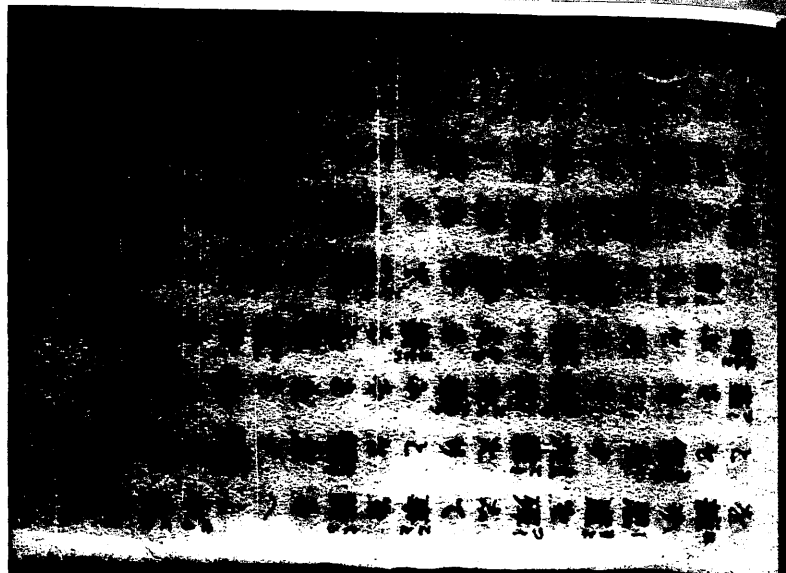
して、

のよるに、

のよるに、

のよるに、

軍人は武勇を尚ぶへし夫武勇が
 古よまひども貴へる所なれを
 かんもの武勇なくてか叶ふまゝ究
 へ戦に臨み敵に當るの職なれを
 を並れてふかきかきかきかき
 勇あま小勇あま同から血氣を
 暴の振舞ふとせんの武勇と謂ひ
 たちむ七の老常小能く義理を辨へ



軍人の信譽を重んずるは、
 常の道にありしとて、
 一日も職任の中、
 己が言を隠蔽し、
 人を信ぜしむるが
 意をひかぬが、
 始ふり其事の成り得へ
 るが、
 思考を、
 しかた關係を、
 立てんとすれば、

を立てんとすれば、
 退谷妙天の著す
 苦むごも悔り悔ゆとも其證
 の、
 考へ、
 知、
 進、
 退、
 谷、
 妙、
 天、
 の、
 著、
 す

上起りてハ彼の傳染病の如く蔓延し土風も
 兵氣も頓に衰ぬたこと明かり深く之
 を懼れて屢に安撫條例を施行し略此事を諱
 め置きつれと猶も其愚習の出んことを憂ひ
 て心安らぬハ故小父之を訓ふるそ一汝
 等軍人ゆえ此訓誡を等閑小と思ひそ
 右の五ヶ條ハ軍人たらんその誓を忽し
 うそきて之を行ハんぬハ一の誠心と

の上の諸君に對しては
 うぬそのを深く擧めてやが
 軍人ハ饗茶を旨とぞへ凡軍人
 れハ文弱し流れ輕薄小趨り職者
 好み遊しを食汚し陷りて志を無下し
 リ體操も武勇も其甲斐なく世人小
 せらるゝ近小至らぬへ其身生潔の
 りといふも中々思ひ此風一も

是抑此五ヶ條ハ我軍人の精神カして一の誠心
 ハ又五ヶ條の精神カリ心誠をささむ如何カ
 高嘉言を善行を皆ラハへの裝飾カて何の用カ
 カハ立のへき此カ誠あれハ何事を成るモノ
 ルカ！況て此五ヶ條ハ天地の公道人倫の
 常經カリ行カ易カ行カ易カ汝等軍人能ク朕カ
 訓カ遵ヒて此道を守リ行カ國カ報ゆるの業カ

盡さんと日本國は蒼生舉りて之を悦びかん朕一
 人の憐のみあらんや

明治十五年一月四日

名

朕^レ皇^ノ大^ニ統^ヲヲ^レ嗣^スキ^ニ列^ス聖^ノノ^レ遺^ス烈^ヲ承^スク^ニ萬^ノ機^ヲ一^ニ秉^ス
 帝^ノ昨^ヲヲ^レ踐^ムニ^レ方^リ特^ニ朕^カ親^愛ス^ル為^メ臨^御ス^ル
 人^ニ告^ク
 惟^テ皇^ノ考^護ニ^レ汝^等二^軍人^ノ精^神五^徳並^ニ備^ス
 一^ニ誠^以テ^レ之^ヲ貫^ク可^キヲ^レ示^シ給^ヘ
 皇^ノ人^ハ夙^ニ夜^ニ此^ノ聖^訓ヲ^レ奉^レ體^シ累^ク求^ムテ^レ惟^レ明^ニ也

勅

諭

[Empty space for the main body of the text, likely containing the full transcription of the edicts mentioned in the header.]

威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉業ヲ成

成シタリ

朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是ヲ皇考

慈育愛撫

給ヒテ所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等

軍人ノ忠勇ニ信倚

皇考ノ遺業ヲ繼承シ

皇國ノ光威ヲ顯彰

億兆ノ福祉ヲ増進ス

トシ冀フ汝等軍人

皇考ノ遺訓ニ由リ以テ

之ヲ朕カ躬ニ効

愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ

案ノ選ヲ慎

宇内ノ人勢ニ鑑ミ時世ノ進退ニ

伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ

ノ實ヲ舉ケ以テ皇議ヲ扶翼セム

御名

大正元年七月三十一日

朕祖宗ノ威靈ニ賴リ萬世ノ大統ヲ傳
 朕カ股肱タル陸海軍人ニ告ク
 惟フニ皇祖考風ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ傳
 望考亦申メテ聖諭ヲ重シ給ヘ
 禮府ノ定メテ節ヲ敬シ禮ヲ重シ

勅

諭

[Faint, mostly illegible text in a large rectangular frame, possibly bleed-through from the reverse side.]

朕ハ先朝ノ慈育愛撫ニ給ヘル軍隊ヲ念ヒ

汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ遺業ヲ

進ヒ倍々國威ヲ顯揚シ危兆ノ虞福ヲ増進セム

コトヲ冀フ

汝等軍人其レ克ク朕ノ意ヲ體シ先朝ノ訓諭ニ

遵由シ審ニ字内ノ大勢ヲ察シ深ク時世ノ推移

ニ密ニ切謀峻勵ニ操守ヲ固クシ一意奉公ノ

至誠ヲ擯ノ以テ宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和元年十二月二十八日

64

勅

語

大正十二年三月三日下陸

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝等軍人ニ
 物ニ多シ汝等戮力協心陸海一歌シテ
 精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ
 忠實ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテ
 爲リ謀テ其ノ本分ヲ盡サムコト

92

詔書

天佑ヲ保_レ有_シ萬世一系ノ皇祚ヲ繼_グル
 國天_ノ象_ニ副_ス忠誠身武_ヲ勉_メテ
 朕_ノ益_ニ奉_ル國_及其_ノ國_ニ對_シテ
 兵_ハ全_ク力_ヲ盡_ステ
 一_ニ奉_ル國_及其_ノ國_ニ對_シテ

約ヲ締結スルニ意ヲ持シテ
 抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ
 與スルハ丕圖ナル皇祖考不承ナル
 モル意欲ニシテ朕カ御ヤ措カサル
 國トガ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ
 ハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス
 ヤ不幸ニシテ米英兩國ト齟齬ヲ開クニ至
 ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラハヤ

華民國政府ニ帝國ノ眞意ヲ解セス
 標ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲレテ平
 天ヲ制ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ過タリ幸
 國政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ
 納ヒ相親善スルニ至レルモ重慶ニ遺存
 國ハ米英ノ庇護ヲ恃ミテ兄弟御宗
 國クヲ憐メス米英兩國ハ遺存
 國ノ亂ヲ助長シ平和ノ業ヲ

例：朝ノ非望ヲ避クセムトス、則ヘ其國ヲ
 國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ備フ
 ニ帝國ノ平和的、通商ニ有ラユル前途ヲ見ヘ
 ニ經濟斷交ヲ敢テシ、帝國ノ生存ニ重大ナル
 威ヲ加フ、朕ハ政府ヲシテ事變ヲ平和ノ道ニ
 復セシメムトシ、隱忍久シキニ彌リタルモ、彼
 等モ交譲ノ精神ヲク、徒ニ時局ノ解決ヲ懸望セ
 シメテ、此ノ間却ツテ益々經濟上、軍事上ノ脅威

ラ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメムトス、斯
 ニシテ推移セムカ、東亞安定ニ關スル
 ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ、帝國ノ存立、本
 殆ニ瀕セリ、事既ニ此ニ至ル、魯國ハ今ヤ
 衝ノ爲敵然起ツテ、一切ノ障礙ヲ撤去スル
 ナキナリ
 皇國皇氣ノ神靈上ニ在リ、朕ハ
 武ヲ備シ、皇國ノ尊嚴ヲ護ル

26

除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確保シ以テ
我ヲ保全セムコトヲ期ス

御 名 御 璽

昭和十六年十一月八日

軍隊手帳ニ係ル心得
軍隊手帳ハ軍人ノ常ニ隨身スヘキ勅諭
持スルヲ以テ取モ丁事ニ取扱ヒ苟モ汚損
損スヘカラサルハ勿論各自ノ責任ヲ負且
隊派遣等ニ際シ金銀物品ノ受授ヲ要スルモ
ナレハ大切ニ所持シ紛失セサル様注意スルキ
事
一、身上ノ履歴ニ關スル事項并給與
記注シタル金銀物品受授其他ノ事項
係ル事項ニ

實ト符合セサルモノアルトキハ總ニ其國申告スヘキ事

此手牒ハ自ラ保管スルノ責アリ給與通報事項ニ記シタル携持ノ物品ニ於テモ亦然リ故ニ不注意若クハ故意ニ因ル破損紛失等アルトキハ之ヲ賠償セシムルノミナラス懲罰ニ處スヘキ事

現役滿期轉隊轉職派遣其他ノ事故ニ依リ所屬ヲ離ルルトキハ當日迄給與ヲ受ケタル金銭

物品ノ證明ヲ請フヘキ事

召集ニ應スルトキ及簡閱點呼ニ參會スルトキハ必ス此手牒ヲ携帶スヘキ事

在郷軍人ニシテ此手牒ヲ破損紛失等シタルトキハ其證明書若クハ理由書相添聯隊區司令官ニ届出ヘキ事

此手牒ハ兵役滿期若クハ事故ニ因リ兵役免除ノ際ハ之ヲ當人ニ下付スヘキ事

給糧 釜ノ處置等ヲ爲シ 後事ニ處テナキヲ明又ルコト
 3 馬シ待シテハ 神祇參拜 墨參等ヲ馬シ 分會關係者 市區町村長
 業障上ノ上級者 同僚 近隣並ニ 關係又ハ通知又ルコト
 防禦ニ外國ノ我方國ニ對シテ 集結又ハ有者行爲ニ對シテ 關係及國
 ノ不用意ノ言動ニ依リ 暴露又ル場合多キヲ以テ 特ニ左ノ條件ニ注意
 1 軍上ノ機密事項ハ 業務上關係ニ在ル者トシテハ 誰モ
 2 已兵ノ他知ナル 親戚關係 在ル者トシテハ 誰モ
 3 出動未兵ノ他機密事項ヲ 口外シ或ハ電報等ニ依リ 傳達スルハ 罰則
 應召ニ關シテ 所屬部隊ヲ 記セル 備
 小
 七
 三
 三

2 遺言ノ準備
 家 族關係者ヲ 包含シ 家族關係人 財產等其ノ 必要ナル事
 應召時ノ處置
 1 軍人一クビ 征伐ニ 關シテ 生還ヲ 期セザルニシテ 又 遺言ニ
 務サレ 一片ノ肉片ヲ 止メ又ハ 遺言ニ 關シテ 遺言者ノ 遺言ニ
 ガルコトアリ 故ニ 遺言ノ 關係ヲ 斷ラザルハ 軍中深ク 遺言シテ 遺言ニ
 擇セル 眞ニ 日本軍人ノ 本分ヲ 定クシタルモ ノナルコトヲ 家族ニ 遺言ニ
 2 留守担当者ヲ 定メ 金銀 土地 金貨 及 遺物 物品 積蓄關係
 4 預金 保障等ノ 整理又ハ 引續。 營業 家計及子女教育ノ 指示
 思

2

軍政文
陣訓

序

夫れ陣は、大命に基き、皇軍の神威を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、運く運を宣布し、忠をして仰いで御徳威の軍威を感服せしむる處なり。されば陣に臨む者は、深く皇國の使命を感し、堅く軍の運を執り、皇國の威を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。よに軍人精神の根本義は、長くも軍人に傳はりぬる

中一乃至五ノ如キ事情ハ家庭等ニモ十分心得シテ置クコト
紙兩反古ノ取扱ニ注意シ苟モ他誌ニ事誤ラズ記載セルモノハ敬テモ
ナリ注意シテ下ニ全ク附スルコト
標秘書ノ取扱ニ運搬等ニ當リテハ身ヲ以テ其ノ責ニ任シ到
信ニ同品中等ニ思想上注意ヲ要スル宣傳文等ヲ撰見セバ便チ
中ニ記載シ又ハ封筒ニ部際等ヲ記入セザルコト
部際ノ編成、裝備、動員、行動、其ノ他等モ他誌ニ渉ル事項ヲ私

初に、**陣**に**陣**乎として明かなり。而して、**陣**に**陣**立に**陣**立に
 し、**陣**すべき要綱は、又、**陣**の**陣**に**陣**示せらるべ
 り。然るに**陣**の**陣**たる、**陣**もすれば**陣**の**陣**に**陣**
 はれて**陣**を遺し、時に其の**陣**軍人の**陣**に**陣**
 が**陣**きことなとせず。深く**陣**まざるべけんや。凡も
 往の**陣**に**陣**、常に**陣**に**陣**て**陣**を**陣**て之が
 行の**陣**を**陣**むが爲、具**陣**的**陣**の**陣**を示し、
 て**陣**軍**陣**の**陣**を**陣**らんとす。是**陣**の**陣**と
 する所なり。

本 訓 其の 一

第一 皇 國

日本は**皇**國なり。萬世一系の**天**皇上に在らし、
 の**皇**統を紹繼して無窮に君臨し治ふ。皇恩萬民に遍
 く、**德**入に光被す。臣民亦**忠**孝勇武、**國**を**承**け、
 の**道**を宣揚して**天**を**尊**し、**民**を**養**ひ、**一**體以
 て**國**の**隆**昌を致せり。
 兵、宜しく**國**體の本義を**承**得し、**平**常に
 の**信**念を**堅**持し、**誓**つて**皇**國守護の大任を**充**げん

21

ことを期すべし。

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。

常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は敵なるべし仁は運きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、然るもたる武成を振ひ断乎之を撃碎すべし。假令敵の威を克く敵を用服せしむとも、服するは撃たず従ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。

武は驕らず仁は節らず、自ら溢るを以て尊しとなす。

皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御後威を仰がしむるに在り。

第三軍紀

皇軍紀の神威は、畏くも大威。陛下に對し奉る絶對の精神なる精神に存す。

上下齊しく統帥の軍威なる所以を感銘し、上は大威の行を感服にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。

忠の赤誠相並び、誓一貫、全軍一命の下に寸影難るなきは、是軍紀必須の要件にして、外實に治安維持

神に敬慕は、敵の徳の神に敬慕すべき事なり。死生利害の隙に感し、命を一切に捨て、死地に赴き、敢て敵の軍に戦ふもの、實に我々が軍人の精神なり。

軍は、長くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。運き感を感じ、忠誠の至情に和し、戦軍一心一徳の實を遂げざるべからず。

軍は統率の本義に則り、隊長を核心とし、軍団にし

て、和氣、勇々たる軍団を固成すべし。上下各々其の分を盡し、常に隊長の意に従ひ、敵心を奪ふ中、其の生死利害を超越して、全體の敵己を滅するの情なきべからず。

第五 敵同

軍心を一にし、己の任に盡すと共に、敵軍の弱を我が強として、我が力の強を敵の弱とすべし。互に其の任を重んじ、各々を奮ひ、相ひ相ひ、自ら奮んで苦戦に就き、無方無心相違ひて目的の強を弱せざるべからず。

第六 攻勢の精神

攻勢の精神は勇猛果敢に攻勢の精神を以て要すべし。
 攻勢に方りては果敢果敢に先を制し、敵を不意に襲
 撃せずんば已まざるべし。攻勢の精神は攻勢の精神を
 以て要し、必ず主帥の地位を奪せよ。陣地は死すとも
 棄つること勿れ。追撃は断つて平として飽く迄も徹
 するべし。
 進軍に遇ふ事、沈著大膽に處し、堅忍不拔
 の精神を以て、ゆるゆる陣地を突破して一掃の勝利を
 得べし。

第七 必勝の信念

必勝の信念は自ら信じ然として戦ふ者に常に克く勝
 たり。
 必勝の信念は千戦必死の剛毅に對す。疑くず敵を侮し
 ず、敵を撃つ、必ず敵に勝つ實力を養成すべし。
 必勝の信念は敵軍の對面に對す。尙ある軍の勇武を
 以て百戦の勝利に對する己の勇武を無敵し、勝たずば
 已むべからず。

本訓 其二

第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。心を正しし身を修め尊く敬神の誠を擧げ、常に射事を心に念じ、仰いで神祇の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。深く父母の志を體して、克く孝悌の大義に盡し、

以て祖先の遺風を感慕せんことを期すべし。

第三 敬禮措

敬禮は至極なる服従心の發露にして、又上下一氣の表裏なり。職限の區分に敬正なる敬禮を行はざるべからず。

禮の精粹内に充溢し、射禮に於て敬正なるは君子たるの體左なり。

第四 戰友道

戰友の道義は、大義の下に死生相結び、互に體験の運命を共に、常に切磋琢磨し、無怠相敬ひ、非違相戒りて、

51

いに軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先射行

部は然る以て百行の範たるべし。上正しからざれば

下必ず紊る。

陣は軍行を尙ぶ。射を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務に専せし、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

責任を重んずる者、是實に戰場に於ける最大の特長なり。

第七 死生観

死生を憂くものは斯高なる武身射公の精神を失ふ。死生を超越し、一重任務の完成に専念すべし。射公の徳の力を盡くし、徳者として斯久の大業に生くることを期すべし。

第八 名を惜しむ

名を知らる者は重し。常に射公の射門の眼目を射公、射公にして其の射法に倣ふべし。

生きて第四の辱を受けず、死して罪の汚名を蒙すこと勿れ。

第九 賈 剛

以て剛中の起居を律し、剛なる士風を俾興し、剛なる志氣を振起すべし。剛中の生活は剛柔ならざるべからず。不自由身感を感じ、毎事剛約に努むべし。剛体は剛の剛を缺くものなり。

第十 潔 剛 白

潔白は、武人剛の由つて立つ所なり。潔白

こを潔はずして物に潔はるる者、字てか潔に身命を損ぐもを得ん。身を潔するに潔なれ。事に潔するに公正なれ。行ひて天地に愧ぢざるべし。

本 訓 其の三

第一 剛の剛

剛の剛は、不剛の剛を對す。剛に剛を對す

めざるべからず。
 一 賊及住民を懼す。
 二 賊ふこと勿れ。不注意も亦其の因と知るべし。
 三 哨軍は重大なり。一軍の安危を辨ひ、一賊の軍紀を代表す。重しく身を以て其の重きに任じ、賊の軍紀に之を厭行すべし。
 四 哨兵の身分は又深く之を重くせざるべからず。
 五 思慮は、現代賊の重要なる一課なり。賊に對する不測の變念を以て、賊の軍紀を察するの

みならず、擧げて賊の軍紀に對しべし。
 五 盜賊は信念の弱きに生ず。恐ふこと勿れ、動すること勿れ。賊軍の實力を察し、敵に對し、敵を敵すべし。
 六 賊の軍紀の保衛に留意するを以て。
 七 哨軍の保衛に留意するを以て。
 七 哨軍の本務に感み、仁恵の心無く無事の住民を敵すべし。
 八 賊も其色に心懸はれ、又は其情に感み、

心を失ひ、皇軍の威信を損じ、公の身を過すが如きことあるべからず。深く敬懼し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を御へ不満を辭すべし。怒は威と駭ごと古人も敬へたり。一 敵の激憤を後日に懼すことも多し。兵法の敵なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威を充たせんが爲なり。常に出征時の決意と敵愾とを想ひ、遂かに辱を父母、子の眞情に馳せ、敵辱に身を辱すこと勿れ。

第二 敵陣の嗜

一 例 武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技藝の修磨に勤むべし。

二 毎事毎事辱する勿れとは古き武將の訓業にも、後陣の辱を恐るて只管射公の敵に脚み、常に陣邊を警へて死後を清くするの嗜を厭要とす。陣を敵野に辱すは國より軍人の覺悟なり。敵の辱らざることあるも、取て意とせざるも、辱を免れに合ひ置くべし。

三 敵陣に驚るるは羞敵の態なり。己の不潔に因り射公に支附を棄すが如き事

とあるべからず。

四

陣中の間常に兵器資材を奪取し、馬匹を愛護せよ。

五

陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の独占の如きは慎むべし。

立つ馬跡を踏みずと言へり。雄々しく床しき皇軍の志を、異郷遠土にも水く保へられたきものなり。

六

総じて武功を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。

他の榮達を嫉まず己の認められざるを憚らざるを慎むべし。

て我が誠の足らざるを思ふべし。

七

常に大國民たるの襟度を持し、正を履み義を貫き

八

て皇國の威風を世界に宣揚すべし。

九

萬死に一を生を得て歸郷の大命に浴することあらば、

具に忠を盡し、死に就し、言行を慎みて國民の範となり、愈々公の覺悟を固くすべし。

01

分限小大艦隊陸軍部				軍務	憲兵	官所
姓	名	氏	交分	職	本	職階
		所	住			
						船砲兵特別幹部補佐隊
						陸軍軍務
						福岡縣大牟田市皇塚町
						百五十九番地
						戸次寛
						七十四年九月
						一級大曹

以上述べたる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣進義の實地に責し、以て奮勵の行の完事を期せざるべからず。戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擧いで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の運まに答へ奉るべし。

船砲兵

年	至	年	至	年	至	年	至	年	至	年	至
自	年	月	日	自	年	月	日				
至	年	月	日	至	年	月	日				
自	年	月	日	自	年	月	日				
至	年	月	日	至	年	月	日				
自	年	月	日	自	年	月	日				
至	年	月	日	至	年	月	日				
自	年	月	日	自	年	月	日				
至	年	月	日	至	年	月	日				
<p>實 役 概 要</p>											
<p>出 身 階 級</p>											
<p>平 素 業 種</p>											
<p>福 岡 縣 有 限 公 司 出 身 階 級</p>											

6

職任	職責	備考

和十九年四月十日 秋來 西四號 三杯 至天 信以天
 十月三十一日 船頭 朱利 秋來 信以天
 九月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 八月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 七月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 六月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 五月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 四月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 三月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 二月十日 信以天 朱利 秋來 信以天
 一月十日 信以天 朱利 秋來 信以天

從軍並召集解除(除隊歸郷)證明書

官職)等級	陸軍伍長
氏名	戸沢 幸

右ノ者 球一六七七九部隊ニ服務シ、
 昭和廿五年十二月拾參日附テ以テ
 除隊ニキラレタル者ナルコトヲ證明ス

昭和 廿五年十二月拾參日

名古屋上陸軍部

5

證明書

氏名 戸次 寛

種痘

麻疹予防注射

コレラ

種痘

昭和二十一年五月五日

No.

名譽引揚校長